

平成28年度

聴講生募集要項

名寄市立大学
名寄市立大学短期大学部

平成28年度名寄市立大学・名寄市立大学短期大学部

聴講生募集要項

名寄市立大学・名寄市立大学短期大学部では、聴講生を募集しています。聴講生制度は本学が開設する授業科目を聴講できます。単位は修得できません。

1 募集人員

若干名

2 募集時期

平成28年2月（前期科目と通年科目）と平成28年8月（後期科目）

3 聴講対象科目

平成28年度開講科目で、別に定める科目に限り聴講することができます。ただし、実験・実習・演習・外国語等の一部聴講が許可されない科目があります。

※短期大学部の科目には、一部開講されない科目があります。

4 聴講開始時期

平成28年4月（前期科目と通年科目）、9月（後期科目）※科目によって異なります。

5 出願資格

次のいずれかに該当する方とします。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した方
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した方（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した方を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した方又はこれに準ずる方で文部科学大臣の指定した方
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同様の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した方
- (5) 文部科学大臣の指定した方
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した方
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した方と同等以上の学力があると認めた方

6 出願手続

(1) 出願期間

前期科目と通年科目：平成28年2月1日（月）～2月15日（月）

後期科目：平成28年8月1日（月）～8月15日（月）

（受付時間 午前8時45分～午後5時30分まで）

(2) 出願方法

出願書類を一括そろえて(3)の出願先に持参するか、郵送してください。郵送する場合は、出願書類を「聴講生出願書類在中」と朱書きした角形2号の封筒に入れて、「書留」で郵送してください。なお、郵送の場合でも期限内必着とし、出願期間を過ぎた場合はいかなる理由があっても受理しませんので、郵送期間を十分考慮の上、送付してください。

(3) 出願先

〒096-8641 名寄市西4条北8丁目1番地
名寄市立大学事務局教務課
TEL01654-2-4194 (代表)

(4) 出願書類等

- ア 聴講生願書（本学所定の用紙）
写真（縦4cm×横3cm）を貼付
- イ 履歴書（本学所定の用紙）
写真（縦4cm×横3cm）を貼付
- ウ 所属長の承諾書（現在勤務している方のみ、本学所定の用紙により勤務先の所属長が発行したものを持出すること。）
- エ 出身学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書（最終出身学校のもので、巻封したものに限ります。）

7 聴講許可

前期入学の場合は平成28年3月上旬に、後期入学の場合は平成28年9月上旬に本人あてに聴講許可通知書を送付します。

聴講を辞退する場合は、前期・通年聴講の場合は平成28年3月18日（金）まで、後期聴講の場合は平成28年9月15日（木）までにその旨を出願先まで申し出てください。

8 聴講料

聴講料 1単位につき3,000円（2単位科目は6,000円、4単位科目は12,000円）

期限内に聴講料を納付しない場合は聴講を辞退したものとして取り扱います。

※聴講料の納付後は、いかなる理由があっても返還いたしません。

9 その他

- （1）聴講期間は平成28年度内とします。
- （2）聴講生には聴講生証を交付します。
- （3）聴講生の願い出により聴講証明書を交付します。
- （4）聴講生として不適当と認められたときは、聴講の許可を取り消すことがあります。
- （5）時間割・授業科目・シラバス（講義概要）は事務局教務課窓口にて閲覧できるので、聴講希望科目選択の際に参考としてください。

10 個人情報の取り扱い

本学が出願時に取得した氏名、住所その他の個人情報については、関係法令を遵守し、下記のとおり利用しますので、あらかじめご了承願います。

- ア 聴講許可及び聴講手続に関わる業務で利用します。
- イ 聴講期間の教務事務、聴講料の収納管理に関わる業務で利用します。
- ウ 学内資料作成のために、個人を特定しない形で統計的な調査に使用する場合があります。